

防地在（事）第167号
令和3年7月1日

沖縄防衛局長 殿

事務次官
(公印省略)

沖縄県漁業者に対する漁業見舞金の支給の特例について（通達）

沖縄県内に住所を有する者に対する漁業見舞金支給要領について（防地在（事）第166号。令和3年7月1日）別紙第2第1項第5号の規定の適用については、同号中「6年以上」とあるのは「3年以上」とすることとされたので通達する。